

大分県聴覚障害者センターの指定管理者の任意指定に係る 外部有識者による評価について

令和7年1月20日
大分県福祉保健部障害者社会参加推進室

1 任意指定の相手方

- (1) 名称 社会福祉法人大分県聴覚障害者協会
- (2) 代表者 理事長 西村 務
- (3) 所在地 大分市大津町1丁目9番5号

2 意見聴取の実施日程等

- (1) 実施日 令和7年8月28日
- (2) 会場 大分県庁舎 新館13階 134会議室

3 外部有識者

- 松本 由美 氏 (大分大学福祉健康科学部 教授)
下山 敬寛 氏 (別府重度障害者センター 所長)
水谷 トシエ 氏 (大分県地域婦人団体連合会 会長)
光田 加壽子 氏 (税理士)

4 指定管理候補者選定の経過

| 項目 | 年月日 |
|------------------------------------|---------------------------------|
| 県民からの意見募集 | 令和7年 7月16日(水)～ 令和7年 8月18日(月) |
| 有識者からの意見聴取 (任意指定団体のヒアリング、審査、協議) | 令和7年 8月28日(木) |

5 評価結果

| 審査基準 | 評価項目 | 配点 | 得点 |
|--|---|----------------------|--------|
| 1 事業計画書の内容が、県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること | (1) 施設の設置目的及び県が示した管理の方針 (2) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 (3) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 | 24点 ×4人 = 96点 | 62.75点 |
| 2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に發揮すること | (1) 利用者増を図るための具体的手法及び期待される効果 (2) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 | 28点 ×4人 = 112点 | 69.00点 |

| | | | |
|---------------------------------------|---|-----------------------|---------|
| 3 事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること | (1) 施設の管理運営に係る経費の内容 | 20点 ×4人 = 80点 | 40.00点 |
| 4 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること | (1) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 (2) 安定的な運営が可能となる人的能力 (3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤 (4) 事業及び施設の運営実績 | 28点 ×4人 = 112点 | 67.00点 |
| 計 | | 100点 ×4人 = 400点 | 311.50点 |

6 意見聴取結果

大分県聴覚障害者協会を指定管理候補者とし、サービス改善提案事業についても協会の提案どおり採択することが適當であるとの意見で一致。

[付帯意見]

特になし。

7 所管課の意見

社会福祉法人大分県聴覚障害者協会は、施設利用者である聴覚障がい者やその家族、支援者等を会員としており、聴覚障がい者の実情に精通しているとともに、ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供が期待できる。また、手話通訳ボランティア団体等と幅広いネットワークを構築しており、関係団体と連携して、手話通訳者や要約筆記者養成事業、生活訓練事業などを実施した実績があるため、施設の運営と一体的な推進を図ることが可能であることから、当該団体を指定管理候補者とすることが適當である。